



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN



東京がグローバル金融センターとなるための 政策提案

金融審議会『金融・資本市場の国際化
に関するスタディグループ』

2007年3月6日

フィリップ・アヴリル

銀行委員会

欧州ビジネス協会



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

欧州ビジネス協会（EBC）とは？

欧州18ヶ国の在日商工会議所の通商政策提案機関

- Austrian Business Council
- Belgian-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan
- British Chamber of Commerce in Japan
- Danish Chamber of Commerce in Japan
- Enterprise Estonia
- Finnish Chamber of Commerce in Japan
- French Chamber of Commerce and Industry in Japan
- German Chamber of Commerce and Industry in Japan
- Hellenic Trade Board
- Icelandic Chamber of Commerce in Japan
- Italian Chamber of Commerce in Japan
- Japan Ireland Economic Association
- Netherlands Chamber of Commerce in Japan
- Norwegian Chamber of Commerce in Japan
- Polish Chamber of Commerce in Japan
- Spanish Institute of Foreign Trade
- Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
- Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

全産業分野からは350社以上の代表委員、
金融分野からは67社が3委員会に分か
れて活動

Aeronautics

Airlines

Animal Health

Asset Management

Automobile

Automotive Components

Banking

Business Aviation

Construction

Cosmetics

Defence

Environmental Technology

Food

Human Resources

Insurance

Legal Services

Liquor

Materials

Media & Communications

Medical Diagnostics

Medical Equipment

Patents, Trademarks & Licences

Phytosanitary

Retail, Wholesale & Distribution

Shipping

Space

Tax

Telecommunications Carriers

Telecommunications Equipment

(plus link to EFPIA)

29 EBC Committees



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

グローバルな金融機関に対し、東京がより魅力的になるために必要な施策：

1. 橋本総理大臣が誓約した規制緩和・金融『ビックバン』(1996)を全て実行すること
2. ユニバーサル・バンキング制度の導入するため、銀行業、証券業、信託業、投資信託業、保険業、投資顧問業間の兼業規制を緩和すること
3. 真のルール・ベース・システムに移行することにより、規制の透明性を向上すること



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

1996年の金融ビッグバンが 目指した改革を貫く

国内海外送金自由化	○
証券、投資信託、デリバティブなどの商品自由化	○
信託、銀行、証券の兼業解禁	×
金融持ち株会社の解禁	○
証券仲買手数料 自由化	○
会計の国際基準化	△
銀行業及び、証券業におけるディスクロージャールール of 厳重化	○
保険業及び、証券業におけるセーフティネットの導入	○
金融庁の発足	○
銀行法の改正- 中央銀行の中立性確保	○
金融当局の徹底した透明なルールベース・コントロールを導入	×



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

信託業、銀行、証券、保険、投信 委託業の兼業解禁への提案

- 金融商品取引法33条の証券業・銀行業の兼業禁止を廃止
- 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の第一条について外国の銀行支店を金融機関として認めること
- 金融機関を通じての保険商品の販売を完全自由化
- 投資信託委託業と投資顧問業における登録要件、申請要件、顧客への開示ルールを統合するべき
- 資産運用会社は兼業の認可を受けなくても系列会社のオフショアの商品のプロモーション及び、系列会社に代わって、日本において証券売買注文をすることを可能とすること



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

兼業解禁の重要性

- 資産配分機能、リスク管理という金融機関の社会的な役割をはたすためには、様々な商品を提供する金融機関が最も効率的である。統合された金融サービスがグローバル・スタンダードである。
- 日本における厳重なファイウォール規制のために、外資系金融機関は過大な負担を強いられている。ジャパン・オペレーションだけのために異種のストラクチャーを設ける必要性が生じている。
- 日本特有のストラクチャーのために、金融機関が数多くの商品を日本の顧客に提供できず、グループ・リスクの効率的な管理も困難となっている。
- 厳重すぎる日本のファイウォール規制は日常ビジネスの妨げとなり、日本国外にビジネスを移転するインセンティブとなっている。
- 厳重すぎる日本のファイウォールは、日本国内金融機関の競争力低下につながり、金融業界の更なる発展を妨げる。



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

利益相反の問題への対処

- マーケット・メカニズムは、特定の個人、部署、顧客の利益のために地位を濫用した者を効率よく罰することが証明されている。“レピュテーション・リスク”の効用
- 内部管理体制コーポレートガバナンスを照ってすることにより、潜在的に利益相反の可能性のある事業(例えば法人ローンと証券)をリンクをさせない。
- インベストメント・アナリスト、監査法人、格付けアナリストによる徹底した情報開示義務によって、利益相反リスクを解明する。
- 行動規範(**Code of Conduct**)を産業界と当局が共同で策定する。
- 利益相反をモニタリングするための予算、及び人員を当局に提供する。



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

規制の透明性を高める

- ノーアクション・レター制度の利用の推進、法令・規則の解釈の明文化の徹底。事前のネゴシエーションを不要とするシステムの導入が必須である。
- 2005年に導入された法令・規則の解釈を通知するシステムを活用し、産業界全体にかかる解釈を入手できるようにする。
- 金融庁は上記の明文化された解説に基づき、ガイドラインを常にアップデートするべきである
- 金融検査のプロセスを向上するため、被検査企業が検査結果に異議を唱えることができるようにする、また、検査中に第三者によるアドバイスを受けることを原則として認める。コンプライアンスを示させるために検査報告の守秘義務契約の締結はやめるべきである。
- 国税庁の行っている文書回答手続に加えて、追徴金の事由等、企業、個人情報を守りながら、全ての裁定を全て書面化すべき



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

金融センターになるために、なぜ 透明性を高める必要があるか？

- 新商品の導入や事業拡大には税制上や金融当局の対応についての予測可能性が必須
- 革新的な多くの商品を日本に導入しようとする場合、金融当局の取扱いが事前に予測できないため、導入コストが不合理に高くなる。その結果、他市場で導入が優先される。
- 税制上の取扱いが不透明な場合、日本国内での取引を避けるようになる。